

養子斡旋と高額寄付

「特別養子縁組」のあっせんに関し、多額の寄付を求めていたとして民間の斡旋団体が東京都の立ち入り調査を受けたとの報道（7月11日付朝日新聞他）には、驚かされた方も多いと思います。勿論、私もその一人です。

報道によると、今回調査を受けた「ベビーライフ」は2011年度迄の3年間に約4600万円を寄付金として受け取ったと東京都に報告しているそうです。

いう迄もなく、営利を目的として養子縁組の斡旋を行う事は法律（児童福祉法）で禁止されていますが、にもかかわらず、今回「特別養子縁組」を巡って民間団体による多額の寄付金を受領していたという問題は、養子縁組の斡旋を巡る不透明さを浮き彫りにしています。東京都にはこの際、「ベビーライフ」等が受け取っていた金銭が、本当に実費なのか、それとも斡旋の対価なのかしっかりと調査をし、厳正に対処していただきたいと思います。

「特別養子縁組」というのは、親が育てられない子について、裁判所の許可を受けて養父母との親子関係を結ぶ制度で、この縁組によって生みの親との親子関係は終了し、養父母とは戸籍上も実子と同じ扱いになります。

色々な事情から、産んでも育てる事が難しいというケースは少なくありません。また、子どもを産んだけれど親には成り切れない、子どもを育てる能力に欠けている、そういう親の存在もまた稀ではありません。親が子どもを育てられないという場合は即、子どもの命が危機に晒されるという事になります。

一方、子どもが欲しいけれども授からない、そういう夫婦も沢山います。彼らの中には、自分で産めなくても、子どもは育てたい、血は繋がらなくても自分達の子を持ちたいと願っている夫婦もまた少なくありません。

この様に、望まない妊娠や、産んだけれど育てられない親と、子どもが欲しいけれども授からない夫婦とを繋ぎ、生まれて来た子どもの為に愛情に包まれた新しい親子関係を作るのが「特別養子縁組」という制度であり、この制度は、子どもの命を守る上でも極めて重要な仕組みだといえるでしょう。

親の虐待によって生後間もない乳幼児が殺されるという悲惨な事件が後を絶たない中で、この「特別養子縁組」制度は、もっと積極的に活用されるべきだと思います。しかし、現実を見ると、家庭裁判所が認めた「特別養子縁組」は2006年か

ら2012年の7年間で339件に過ぎません（8月1日付読売新聞）。

この様に、「特別養子縁組」制度が有効に活用されていない背景には、例えば、自分で子供を育てられず児童相談所に子どもを預けていても、養子に出す事には同意しないという親が少なくないという事情があるともいわれますが、それだけではない様に思います。望まない妊娠をした女性や養子を欲しいと願う夫婦にとって、児童相談所が相談・支援機関として十分機能していないのではないかと、だからこそ民間の斡旋団体が活動しているのではないかと思えるのですが、如何でしょうか。

最近では、不妊治療が旨くいかなかった夫婦に養子縁組を希望する例が多いと聞きますが、児童相談所の対応が余りに杓子定規で、2度と相談には行きたくないといった声も聞こえて来ます。

「特別養子縁組」は子どもを中心に考えるべきものである事は当然ですが、だからといって、育ての親になりたいという夫婦の思いを全く顧慮しないというのは如何なものでしょうか。子どもは施設ではなく家庭で育てる方が望ましい事は明らかであり、育ての親になりたいと願う夫婦の存在は、貴重な存在の筈です。児童相談所は、子どもが欲しいのに授からないという夫婦の思いにももっと寄り添い、親身に相談に応ずるべきでしょう。

また、子どもが生まれる前の相談にはなかなか乗ってもらえない為に、子どもを育てられない実親にとっても児童相談所は頼りにならない様です。

こうした中で、民間団体による養子の斡旋が活発化している事は、決して良い事ではありません。

中央大学法科大学院教授の奥田安弘氏は、日本は「養子輸出国」とであると主張しています。甚だショッキングな話ではありますが、しかし、実態を見ると、背筋が寒くなります。

奥田教授によると、日本からアメリカへの養子は最近11年間だけで400人以上に達しており、このままでは、海外養子の規制がない日本が養子縁組のターゲットになりかねないと警鐘を鳴らしています。

つまり、少子化で大変な状況にある我が国において、家庭裁判所が認めた養子縁組の数とほぼ同じ数の子ども達が、日本からアメリカに養子として出て行っているという事です

日本国内には、子どもを養子として受け入れたいと希望する夫婦が沢山いるのに、何故、このような異常な事態が生じているのでしょうか。それは、結局のところ、「自分では子どもを育てられない」人と「子どもが欲しい、育てたい」という人とを繋ぐ仕組みが旨く機能していないという事だと思えます。

高額な寄付金を取って子どもを斡旋する民間団体の存在は、法の趣旨に照らして如何かと思えますが、児童相談所が十分機能しない限り、今回の様な問題は無くな

らないでしょう。

こうした中、熊本市内の福田病院が日本医師会の要請を受け、病院として初めて特別養子縁組の斡旋事業に乗り出した事が報道されています(8月8日付読売新聞)。この事業に関しては、福田病院以外にも、少なくとも3県の3医療機関が参入の準備を進めているといわれますが大変画期的な事です。また、いずれの病院においても、寄付金は受領せず、透明性の高い事業運営を目指すとしている事は大いに歓迎すべき事であり、これによって一人でも多くの幼い命が救われる事を願って止みません。(塾頭：吉田 洋一)